

# 第1部 障害者計画





# 第1章 計画策定にあたって





# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

阿久比町（以下「本町」という。）では、「共に生き、共に支え合う、安心して住みよい あぐい」の基本理念のもと、「自立と社会参加の支援」、「地域生活支援の基盤づくり」、「保健、保育、教育、医療の充実」、「安全・安心なまちづくり」の実現を基本指針として事業の推進を図り、障がい福祉施策の充実に努めてきました。

障がいのある人への対策は、障がいのある人の生活全般に及ぶ幅広いものであり、ニーズ、障がいの種類や程度、生活状況によって多種多様であり、障がいの重複化、障がいのある人の高齢化やライフスタイルの変化等によって新たなニーズも生まれます。これらの幅広い課題や多様なニーズに的確に対応し、ノーマライゼーションの理念を実現するために、様々な障がい者施策を推進してきました。

国においては、平成24年10月には、家庭や施設での障がいのある人に対する虐待防止のため「障害者虐待防止法」が施行されました。

続く平成25年4月には、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障がい者の定義に難病等を追加し、平成26年4月からは、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化等が実施されています。

同じく平成25年4月に「障害者優先調達推進法」が施行され、公的機関において物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的、積極的に購入することを推進し、障がいのある人の自立促進に資することが示されました。また、「障害者雇用促進法」の改正により、平成28年度から雇用分野における障がい者の差別の禁止、合理的配慮の提供が義務づけられ、平成30年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加えることも定められています。

平成28年4月には、障がいを理由とする差別解消の推進に関する「障害者差別解消法」の施行、同年6月の「児童福祉法」改正、平成30年4月には障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者総合支援法」の一部改正が施行され、障がい者の地域生活を支援するための新たなサービスの創設や、障がい児支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充のほか、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

そこで本町は、こうした障がいのある人をめぐる動向や法制度の変革の動きに的確に対応していくとともに、国の「障害者基本計画」及び県の「障害者計画」との整合性を図りながら、新たな「阿久比町障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 2 法令の根拠

本計画は、障害者基本法第 11 条に基づく法定計画「障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条に基づく法定計画「障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく法定計画「障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

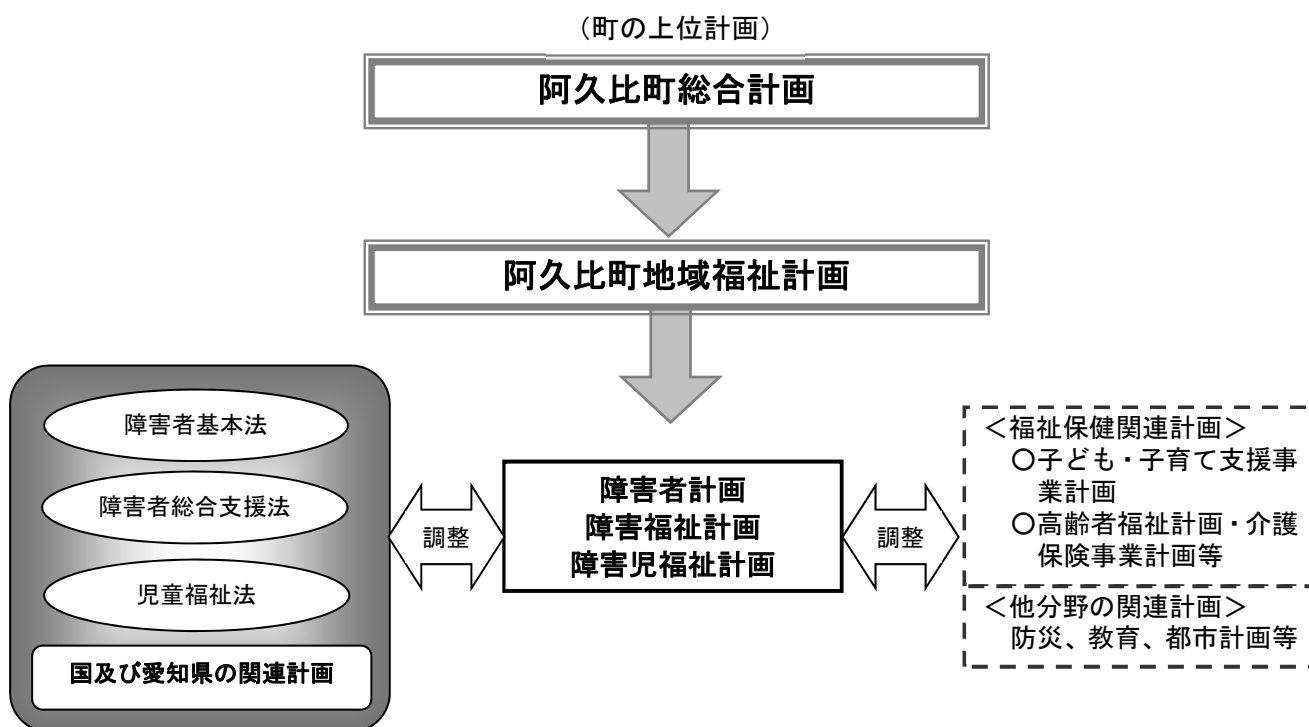
阿久比町障害者計画は、本町における障がいのある人のための施策に関する基本的事項を定めるものです。町の障がい者施策のマスタープラン（基本計画）としての機能を果たします。福祉、保健・医療、療育・保育・教育、就労、生活環境等、総合的かつ計画的に推進するための計画です。

阿久比町障害福祉計画は、本町における障害福祉サービス等の提供体制の確保を、計画的に図るように定めるものです。障害福祉サービス等に関する“3か年の実施計画”として位置づけられます。

阿久比町障害児福祉計画は、本町における障害児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とするものです。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、阿久比町のまちづくりの総合的指針である「阿久比町総合計画」を上位計画として、国や県及び本町における関連計画との整合性を図りつつ策定したものです。



## 4 計画の期間

本計画の期間は、障害者基本法に基づく「障害者計画」を平成30年度から平成35年度までの6年間、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

計画名	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年	平成 33年	平成 34年	平成 35年
障害者計画	前期計画						本計画					
障害福祉計画	第3期		第4期			第5期						
障害児福祉計画						第1期						

## 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、以下のような体制で行いました。

### (1) 阿久比町障害者計画策定委員会の設置・開催

阿久比町障害者計画を地域の実情に応じた実効性のある内容のものとするために、サービスを利用する障がいのある人たちをはじめ、事業者、雇用、教育、医療といった幅広い関係者の意見を反映させるべく、障がい者団体・支援団体・住民代表・福祉関係者及び学識経験者等の委員で構成する「障害者計画策定委員会」を設置し、様々なニーズを参考に協議を重ねて、本計画を策定しました。

### (2) アンケート調査の実施

障がいのある人たちの生活ニーズに基づいた計画を策定するため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、障害児通所受給者証を所持している方を対象とし、平成29年10月にアンケート調査を実施しました。

### (3) パブリックコメントの実施

障がいのある人だけでなく、住民のみなさまから広く募集した意見を計画の中に取り入れるために、パブリックコメントを実施しました。

公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町ホームページに掲載</li> <li>・住民福祉課窓口で閲覧</li> </ul>
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便、FAX、電子メール、窓口持参</li> </ul>
募集期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年2月7日（水）から2月26日（月）</li> </ul>

#### 【計画の対象者と用語の使い方】

阿久比町障害者計画は、障害者基本法に基づく計画であり、それぞれ法の趣旨に沿って計画の対象者を町内の障がいのある人すべてとします。同時に、障害の有無を問わず、すべての住民に向けてこの計画の実現に向けた積極的な取り組みを期待するものです。

なお、この計画では総称としての「障害者」を「障がいのある人」、「障害児」を「障がいのある子ども」という表現で統一しています。ただし、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞が「障害者」となっている場合、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合等については、「障害」と表記します。





## 第2章 障がいのある人たちの状況





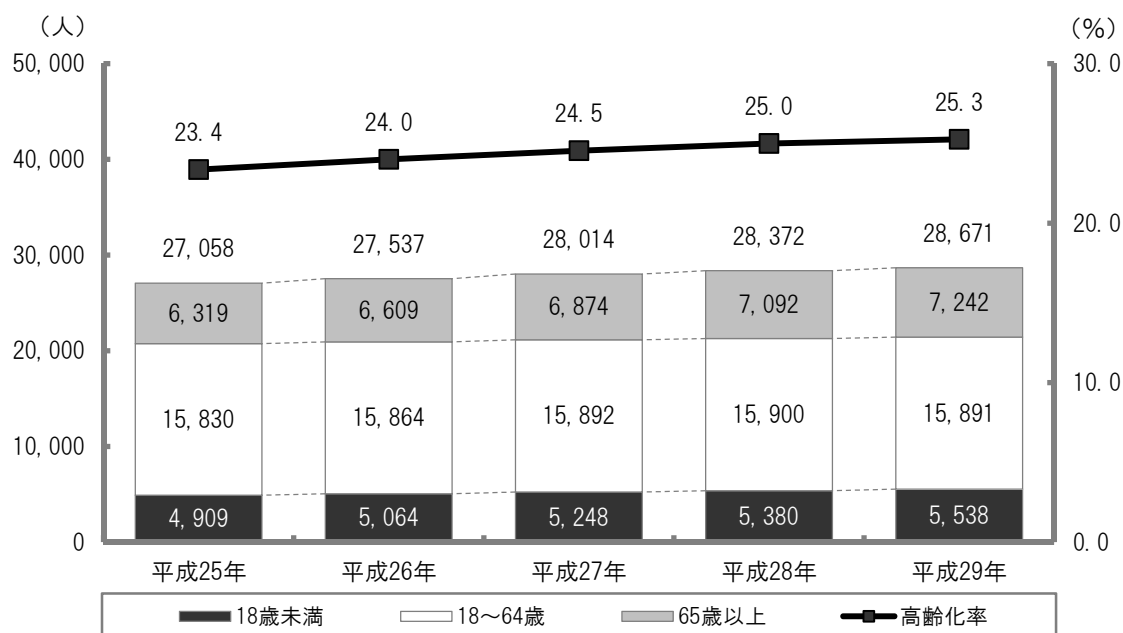
# 第2章 障がいのある人たちの状況

## 1 人口の状況

本町の人口は、平成25年から平成29年までに約1,600人の増加がみられ、どの年代も増加傾向にあります。

高齢化率（高齢者が総人口に占める割合）をみると、平成25年の23.4%から平成29年には25.3%と1.9ポイント上昇しており、高齢化が進行しています。

■ 総人口の推移（年齢階層別）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

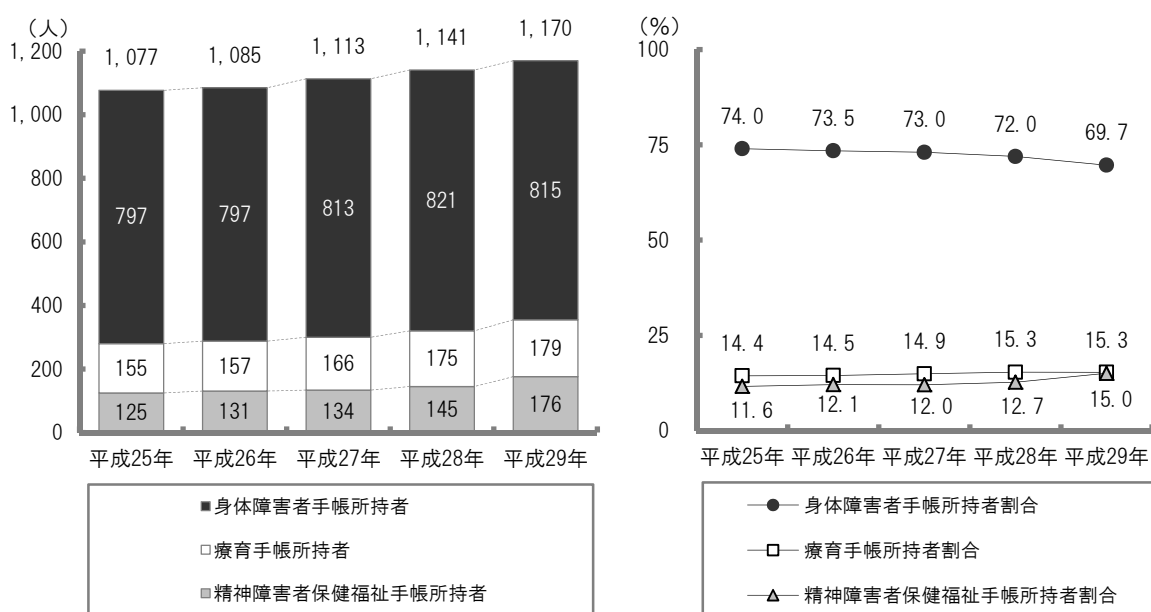
## 2 障がい種別の状況

### (1) 障がいのある人全体の状況

障がいのある人全体の推移をみると、いずれの障がい種別も増加傾向にあり、平成29年には1,170人に達しています。

平成29年度時点の各手帳所持者の割合を平成25年と比較してみると、身体障害者手帳所持者では4.3ポイント減、療育手帳所持者では0.9ポイント増、精神障害者保健福祉手帳所持者では3.4ポイント増となっています。

■ 手帳別所持者数と割合の推移



資料：住民福祉課（各年4月1日現在）

■ 年齢区分別手帳所持者数

(単位：人)

手帳別	18歳未満	18歳以上	合計
身体障害者手帳所持者	15	800	815
療育手帳所持者	64	115	179
精神障害者保健福祉手帳所持者	5	171	176

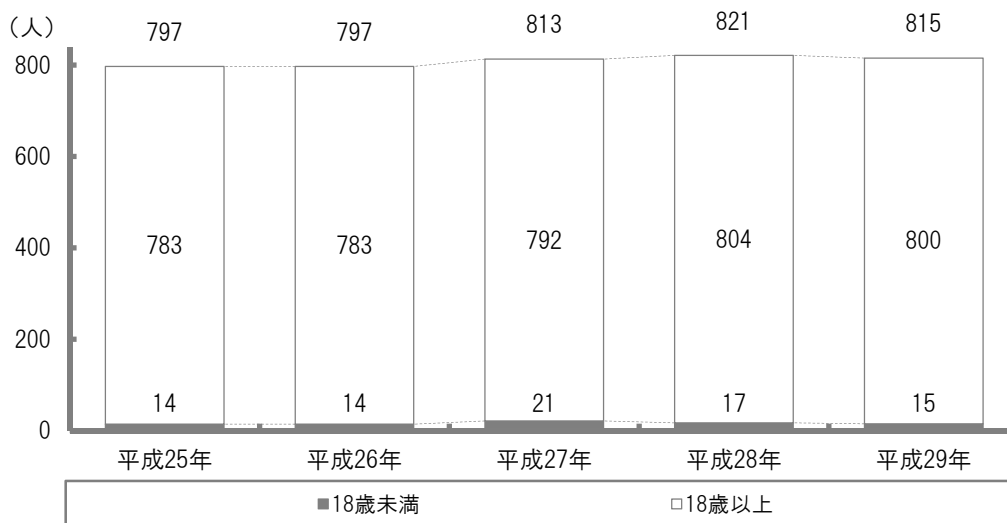
資料：住民福祉課（平成29年4月1日現在）

## (2) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数を年齢階層別の推移で見ると、18歳以上は平成28年まで微増傾向でしたが、平成29年にやや減少しています。一方、18歳未満は平成27年をピークに緩やかに減少しています。

部位別の推移をみると「肢体不自由」「内部障害」が増加していますが、その他は横ばい、もしくはやや減少しています。

■ 身体障害者手帳所持者数の年齢階層別推移



資料：住民福祉課（各年4月1日現在）

■ 身体障害者手帳所持者障害部位別の推移

(単位：人)

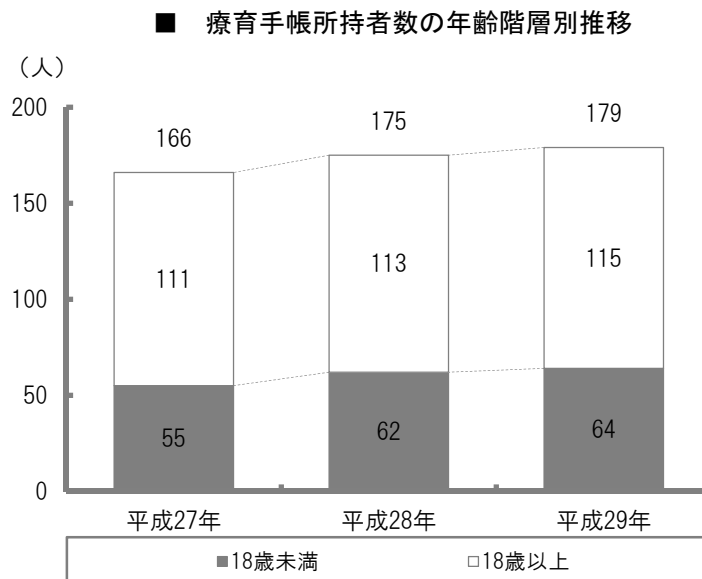
部位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
視覚障害	36	35	33	32	31
聴覚障害	52	53	51	52	50
言語障害	7	5	5	6	6
肢体不自由	455	458	461	463	459
内部障害	247	246	263	268	269

資料：住民福祉課（各年4月1日現在）

### (3) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数を年齢階層別の推移で見ると、18歳未満・18歳以上ともに増加しています。

判定別の推移では、「A判定」が最も多く、次いで「C判定」、「B判定」となっています。



資料：住民福祉課（各年4月1日現在）

■ 療育手帳所持者判定別の推移

(単位：人)

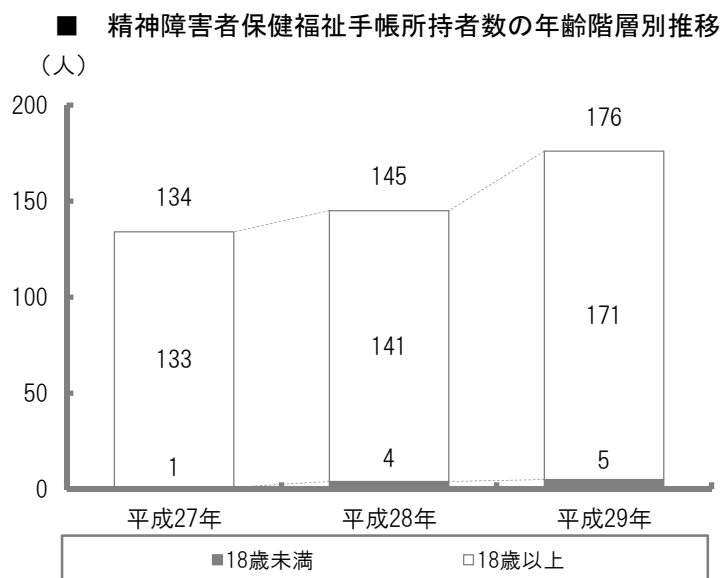
判定	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A判定	67	67	69	73	72
B判定	50	48	48	48	50
C判定	38	42	49	54	57

資料：住民福祉課（各年4月1日現在）

#### (4) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢階層別の推移で見ると、18歳未満・18歳以上ともに増加しています。

等級別の推移では、「2級」が最も多く、次いで「3級」、「1級」の順となっています。



資料：住民福祉課（各年4月1日現在）

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者等級別の推移

(単位：人)

等級	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	12	15	16	18	27
2級	77	84	88	93	108
3級	36	32	30	34	41

資料：住民福祉課（各年4月1日現在）

### 3 学校の状況

#### ■ 特別支援学校の在学者数の推移

(単位：人)

種別	学校名		在学者数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
聾学校	一宮聾学校	小学部	0	0	0
		中学部	0	0	0
		高等部	1	1	0
		計	1	1	0
特別支援学校 (知的障害)	半田特別支援学校	小学部	6	4	4
		中学部	6	7	5
		高等部	9	7	11
		計	21	18	20
	半田特別支援学校 (桃花校舎)	高等部	0	1	1
		計	0	1	1
特別支援学校 (病弱)	大府特別支援学校	小学部	0	0	0
		中学部	0	1	0
		高等部	0	0	0
		計	0	1	0
特別支援学校 (肢体不自由)	ひいらぎ 特別支援学校	小学部	2	1	0
		中学部	0	1	2
		高等部	3	3	2
		計	5	5	4
小学部合計		8	5	4	
中学部合計		6	9	7	
高等部合計		13	12	14	

資料：学校教育課（各年5月1日現在）



■ 町内小学校・中学校の特別支援学級在学状況

学校別	学校数（校）	在学者数（人）
小学校	4	48
中学校	1	12
合計	5	60

資料：学校教育課（平成29年5月1日時点）

■ 特別支援学級の学年別在学状況

区分	学級数	小学校（人）						中学校（人）			合計（人）
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
知的障害	5	1	4	1	5	2	1	4	1	1	20
自閉症・情緒障害	7	5	8	8	4	6	3	2	0	2	38
肢体不自由	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
合計	13	6	12	9	9	8	4	6	2	4	60

資料：学校教育課（平成29年5月1日時点）

■ 特別支援学級在学者の推移

（単位：人）

学校別	平成20年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	14	29	43	48
中学校	7	11	11	12
合計	21	40	54	60

資料：学校教育課（各年5月1日時点）



障がいのある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

駐車場等でこのマークを見かけた場合には、障がいのある人の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

障害者のための国際シンボルマーク

■ 町内中学校の特別支援学級卒業後の進路の把握

(単位：人)

進路	平成26年度	平成27年度	平成28年度
高等学校への進学（全日制）	1	0	0
高等学校への進学（定時制・通信制）	1	0	1
特別支援学校高等部への進学	4	2	3
教育訓練機関等への入学	0	0	0
就職	0	0	0
福祉施設・医療機関入所	0	0	0
その他	0	0	0

資料：学校教育課（平成29年5月1日時点）

■ 特別支援学校卒業後の進路の把握

(単位：人)

進路	身体障害			知的障害			精神障害		
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年
一般企業への就職	0	0	0	0	0	1	0	0	0
作業所等への就職	0	0	0	2	1	0	0	0	0
大学への進学	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉施設	0	0	0	0	2	1	0	0	0
専門学校等への進学	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家事手伝い	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未定	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：住民福祉課（平成29年5月1日時点）

## 4 サービスの状況

## ■ 手帳所持者別サービス利用者数

(単位：人)

サービス	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	難病
1 居宅介護	13	24	6	1
2 重度訪問介護	0	0	0	0
3 行動援護	0	3	0	0
4 同行援護	1	0	0	0
5 重度障害者等包括支援	0	0	0	0
6 生活介護	13	40	2	0
7 自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0
8 自立訓練（生活訓練）	0	0	1	0
9 就労移行支援	0	0	3	0
10 就労継続支援（A型）	0	1	4	0
11 就労継続支援（B型）	3	22	7	0
12 短期入所	8	35	0	0
13 療養介護	3	3	0	0
14 共同生活援助（グループホーム）	4	25	0	0
15 施設入所支援	8	12	0	0
16 計画相談支援	18	73	5	1
17 地域相談支援	0	0	0	0
18 意思疎通支援事業	5	0	0	0
19 日常生活用具給付等事業	52	0	0	0
20 移動支援事業	12	41	0	0
21 地域活動支援センター事業	—	—	—	—
22 日中一時支援事業	1	8	0	0
23 地域デイサービス事業	0	0	0	0
24 訪問入浴サービス事業	2	0	0	0
25 更生訓練給付事業	0	0	0	0
26 知的障害者職親委託事業	0	0	0	0
27 自動車運転免許取得費助成事業	0	0	0	0
28 自動車改造費助成事業	0	0	0	0
29 障害者配食サービス事業	0	3	1	0
30 障害者（児）タクシー料金助成事業	65	44	61	0
31 障害者（児）指定バス運賃助成事業	1	12	0	0

資料：住民福祉課（平成29年11月1日時点）

■ 町内・町外サービス事業所利用者数

(単位：人)

町内・町外別	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	難病
町内サービス事業所利用者数	12	39	5	1
町外サービス事業所利用者数	21	60	17	1
合計	33	99	22	2

資料：住民福祉課（平成29年11月1日時点）

■ 自立支援医療費支給認定受給者証の発行件数

(単位：件)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
更生医療	46	47	53	54
育成医療	3	3	3	4
精神通院	213	221	227	246

資料：住民福祉課（各年度4月1日時点）



盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。  
 視覚障がいのある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられています。  
 信号機や国際点字郵便物・書籍等で身近に見かけるマークです。  
 このマークを見かけた場合には、視覚障がいのある人の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。  
 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていること等を聞き、サポートをしてください。  
 ※駅のホームや路上等で視覚に障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。

## 5 障がい別入所・通所の状況

## ■ 入所・通所している身体障がいのある人の状況

区分	施設名	場所	運営形態	平成29年度 利用者数（人）
入所施設	ひかりのさとのぞみの家	東浦町	社会福祉法人	1
	ゆたか苑	豊明市	社会福祉法人	1
	春日苑	春日井市	社会福祉法人	1
	蔵王苑	田原市	社会福祉法人	1
通所施設	ハーブライフケア ハーブデイサービス	阿久比町	株式会社	1
	ひかりのさとのぞみの家	東浦町	社会福祉法人	1
	サンサン大府	大府市	社会福祉法人	1
合計				7

資料：住民福祉課（平成29年11月1日時点）

## ■ 入所・通所している知的障がいのある人の状況

区分	施設名	場所	運営形態	平成29年度 利用者数（人）
入所施設	パスピ・98	阿久比町	社会福祉法人	3
	ひがしうらの家	東浦町	社会福祉法人	1
	ひかりのさとのぞみの家	東浦町	社会福祉法人	1
	まどか	東浦町	社会福祉法人	1
	愛厚半田の里	半田市	社会福祉法人	6
通所施設	もちの木園	阿久比町	社会福祉法人 （指定管理）	22
	ひらめき2%	阿久比町	社会福祉法人	3
	まどか	東浦町	社会福祉法人	1
	くすの樹	東浦町	社会福祉法人	1
	さくさく工房 絆	東浦町	NPO法人	1
	サンライズ・ヒル	東浦町	社会福祉法人	2
	愛光園	東浦町	社会福祉法人	2
	ひかりのさとファーム	東浦町	社会福祉法人	5
	愛厚半田の里	半田市	社会福祉法人	1
	ハートフルセンター 半田「育」	半田市	社会福祉法人	1
	カジュアルハウス	半田市	社会福祉法人	2
	AWひまわり	半田市	社会福祉法人	1

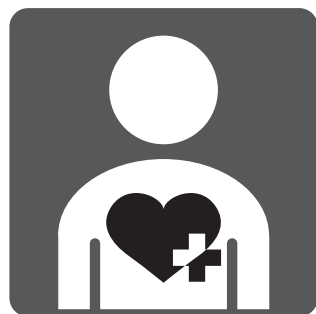
通所施設	メビウス	半田市	社会福祉法人	1
	るいこん	半田市	NPO法人	2
	アコード	半田市	NPO法人	2
	ジョブコラボ半田	半田市	NPO法人	1
	つみき福祉工房	半田市	NPO法人	1
	アクエリアス	東海市	合同会社	1
合計				62

資料：住民福祉課（平成29年11月1日時点）

### ■ 入所・通所している精神障がいのある人の状況

区分	施設名	場所	設置主体	平成29年度 利用者数（人）
入所施設				0
通所施設	カジュアルハウス	半田市	社会福祉法人	2
	ONE'S WINGS	半田市	株式会社	1
	ジョブコラボ半田	半田市	NPO法人	2
	Maison de GIFT LOUNGE	東海市	一般社団法人	1
	ベルサポート神田	大府市	株式会社	1
	サイクルサービスなごや	名古屋市	一般社団法人	1
	いろは	名古屋市	株式会社	1
	るっく～あるて	名古屋市	NPO法人	1
合計				10

資料：住民福祉課（平成29年11月1日時点）



ハートプラスマーク

「身体内部に障がいがある人」を表しています。  
 身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障がいのある人は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。  
 内部障がいの人の中には、電車等の優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。  
 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。

## 6 雇用の状況

### ■ 一般企業における障がいのある人の雇用の状況 (単位：%)

規模別	全国		愛知県	
	実雇用率	雇用率達成企業の割合	実雇用率	雇用率達成企業の割合
50～99人	1.60	46.5	1.35	44.8
100～299人	1.81	54.1	1.66	53.0
300～499人	1.82	45.8	1.77	44.4
500～999人	1.97	48.6	1.82	42.5
1,000人以上	2.16	62.0	2.18	67.6

資料：障害者の雇用状況（愛知労働局職業対策課）、（平成29年6月1日時点）

### ■ 愛知県の障がい種別登録者と就職の状況

区分	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害
新規求職申込者（人）	3,348	1,830	5,005	3,557	1,899	5,519	3,369	1,827	5,483
就職件数（件）	1,638	1,118	2,447	1,638	1,175	2,685	1,437	1,036	2,553

資料：障害者の雇用状況（愛知労働局職業対策課）（平成28年6月1日時点）



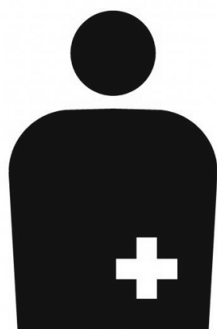
公益財団法人ソーシャルサービス協会が、障がいのある人の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

障害者雇用支援マーク

■ 半田公共職業安定所管内の障がい部位別登録者の状況

区分	障害別	登録者数		登録者数（状況別）					
				有効求職者数		就業者		保留中	
		（人）	（％）	（人）	（％）	（人）	（％）	（人）	（％）
第一種登録者	視覚	88	100	21	23.9	56	63.6	11	12.5
	聴覚・言語等	218	100	29	13.3	174	79.8	15	6.9
	上肢	242	100	56	23.1	158	65.3	28	11.6
	下肢	324	100	61	18.8	217	67.0	46	14.2
	体幹	146	100	28	19.2	103	70.5	15	10.3
	脳病変	27	100	6	22.2	18	66.7	3	11.1
	内部疾患	305	100	74	24.3	175	57.4	56	18.4
	小計	1,350	100	275	20.4	901	66.7	174	12.9
第二種登録者	知的障害	919	100	108	11.8	762	82.9	49	5.3
	精神障害	772	100	288	37.3	363	47.0	121	15.7
	発達障害	62	100	28	45.2	31	50.0	3	4.8
	難病	51	100	27	52.9	23	45.1	1	2.0
	高次脳機能	3	100	0	0.0	3	100	0	0.0
	その他	4	100	1	25.0	3	75.0	0	0.0
	小計	1,811	100	452	25.0	1,185	65.4	174	9.6
合計	3,161	100	727	23.0	2,086	66.0	348	11.0	

資料：ハローワーク半田（平成29年10月1日時点）



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。



## 7 アンケート調査と結果

### (1) アンケート調査

#### ① 調査票の対象者と調査件数

調査対象者と調査件数は以下のとおりです。

##### ■ 調査対象者と調査件数

調査票「福祉に関するアンケート」	
調査対象者	平成29年10月1日現在、阿久比町内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、障害児通所受給者証を所持している方としました。
調査件数	1,136件

#### ② 調査期間と調査方法

福祉に関するアンケートは、平成29年10月25日～11月6日にかけて実施しました。また、配布・回収については郵送により実施しました。

#### ③ 調査票の回収状況

調査による配布・回収状況は、以下のとおりです。

##### ■ 調査票の配布・回収状況

調査票区分	配布数	回収数	回収率
福祉に関するアンケート	1,136人	572人	50.4%

## (2) 「福祉に関するアンケート」調査結果

### ① 調査対象者の現状について

- 年齢をみると、「70歳以上」(46.0%)が最も多く、次いで「65～69歳」(11.2%)、「60～64歳」(5.9%)、「55～59歳」(5.2%)等となっています。
- 同居している人をみると、「配偶者(夫または妻)」(44.6%)が最も多く、次いで「子どもまたはその配偶者」(28.8%)、「父母・祖父母・兄弟」(24.3%)等となっています。一方、「いない(一人で暮らしている)」は13.8%でした。
- 現在暮らしている地区は、「英比地区」(32.9%)が最も多く、次いで「南部地区」(20.1%)、「東部地区」(19.6%)、「草木地区」(11.9%)の順となっています。
- 主な介助者の年齢をみると、「70歳以上」(34.3%)が最も多く、次いで「65～69歳」(15.1%)、「60～64歳」(11.7%)等となっています。
- 主な介助者の悩みをみると、「介助を行う上での、精神的な負担が大きい」(35.6%)が最も多く、次いで「高齢等のため、自分(主な介護者)が今後も介助し続けられるか不安がある」(33.5%)、「自分(主な介護者)に代わって介助を行う人がいない」(28.0%)、「介助のために、自分(主な介護者)の自由な時間が取れない」(24.7%)、「介助を行う上での、肉体的な負担が大きい」(24.3%)等となっています。一方、「特に困っていることはない」は26.8%でした。

### ② 障がいの状況について

- 身体障害者手帳の所持と等級をみると「1級」(21.9%)が最も多く、次いで「4級」(17.8%)、「3級」(15.2%)、「2級」(11.0%)、「5級」(3.8%)、「6級」(3.7%)の順となっています。
- 療育手帳の所持と判定をみると「A判定」(8.6%)が最も多く、次いで「B判定」(4.5%)、「C判定」(4.0%)の順となっています。
- 精神障害者保健福祉手帳の所持と判定をみると「2級」(9.6%)が最も多く、次いで「1級」(2.8%)、「3級」(1.7%)の順となっており、「持っていない」は72.2%となっています。
- 自立支援医療費支給認定受給者証(精神通院医療)の所持をみると、「持っていない」は71.9%、「持っている」は16.1%となっています。
- 難病認定(特定疾患)の状況をみると、「受けていない」は79.7%、「受けている」は9.1%となっています。
- 発達障害の診断の有無では、「ない」は76.7%、「ある」は13.1%となっています。

### ③ 住まいや暮らしについて

- 現在の暮らしをみると、「家族と暮らしている」(81.5%)が最も多く、次いで「一人で暮らしている」(7.5%)、「グループホームで暮らしている」(3.7%)、「福祉施設(障がい者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」(3.0%)、「病院に入院している」(1.9%)の順となっています。
- 将来、地域で生活したいかをみると、「今のまま生活したい」(47.4%)が最も多く、次いで「家族と一緒に生活したい」(34.3%)、「福祉施設(障がい者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしたい」(5.8%)等となっています。

### ④ 日中活動や就労・就学について

- 外出の目的をみると、「買い物に行く」(64.1%)が最も多く、次いで「医療機関への受診」(61.2%)等となっています。
- 外出時の困りごとをみると、「困ることは特にない」(42.0%)が最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」(20.1%)、「公共交通機関が少ない(ない)」(16.5%)、「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーター等)」(12.1%)、「列車やバスの乗り降りが困難」(11.8%)等となっています。
- 外出時の移動手段をみると、「本人運転の自家用車」(43.5%)が最も多く、次いで「家族や介護者運転の自家用車」(40.2%)、「徒歩や自転車」(27.2%)、「バスや電車」(27.0%)等となっています。
- 勤務形態をみると、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」(34.1%)が最も多く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」(32.9%)、「自営業、農林水産業等」(23.5%)等となっています。
- 就労支援として必要だと思うことをみると、「職場の障がい者理解」(29.3%)が最も多く、次いで「交通手段の確保」(27.3%)、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」(26.6%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(24.0%)等となっています。
- 通園(所)・通学先をみると、「特別支援学校」(25.0%)が最も多く、次いで「小学校特別支援学級(町内)」(17.5%)等となっています。
- 通園(所)・通学等で困っていることをみると、「送迎等家族の負担」(37.5%)が最も多く、次いで「長期の休み中に過ごす場所がない」(27.5%)、「友達ができにくい」(22.5%)、「職員の理解や知識の不足」(20.0%)等となっています。
- 現在困っていることや将来に対する不安、悩み等をみると、「教育・学習のこと」(60.0%)が最も多く、次いで「本人(あて名の方)の就職」(57.5%)、「経済上の問題」(50.0%)、「親の死後、本人(あて名の方)の世話をする人がいない」(45.0%)、「友だちのこと」(42.5%)、「障がいに対する訓練・リハビリ」(40.0%)等となっています。

**⑤ 障害福祉サービス等の利用について**

- ・障害福祉サービスの利用状況と今後の利用希望をみると、42.3~68.4%が「現在利用していない」と回答しています。「今後利用したい」と回答があったサービスは、「計画相談支援」(26.9%)が最も多く、次いで「短期入所(ショートステイ)」(22.9%)、「生活介護」(21.9%)、「居宅介護(ホームヘルプ)」 「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」(各21.3%)等となっています。

**⑥ 権利擁護について**

- ・障がいや理由とする差別や偏見があると思うかをみると、「あると思う」(41.1%)、「少しはあると思う」(34.6%)を合わせた75.7%が差別や偏見があると思うと回答しています。
- ・3年前と比べて、差別や偏見は改善されたと思うかをみると、「少しずつ改善されている」(27.1%)が最も多く、次いで「わからない」(22.0%)、「あまり改善されていない」(15.2%)等となっています。
- ・障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験をみると、「ある」(20.1%)、「少しはある」(28.0%)を合わせた48.1%が差別や嫌な思いをしたことがあると回答しています。
- ・成年後見制度の周知状況をみると、「名前は聞いたことはあるが、内容は知らない」(30.8%)が最も多く、次いで「名前も内容も知っている」(28.7%)、「名前も内容も知らない」(22.0%)、「利用している・利用したことがある」(1.9%)の順となっています。
- ・障害者虐待防止法の周知状況をみると、「名前は聞いたことはあるが、内容は知らない」(39.2%)が最も多く、次いで「名前も内容も知らない」(29.4%)、「名前も内容も知っている」(18.0%)の順となっています。
- ・障害者差別解消法の周知状況をみると、「名前も内容も知らない」(41.1%)が最も多く、次いで「名前は聞いたことはあるが、内容は知らない」(31.1%)、「名前も内容も知っている」(14.7%)の順となっています。

**⑦ 相談相手について**

- ・悩みや困ったことを相談する相手をみると、「家族や親せき」(69.8%)が最も多く、次いで「友人・知人」(23.1%)、「かかりつけ医師や看護師」(22.7%)等となっています。
- ・相談体制として希望することをみると、「どんな時にどこに相談したらよいかわかるようにしてほしい」(45.1%)が最も多く、次いで「1か所でいろいろ相談できるようにしてほしい」(29.0%)、「情報提供だけでなく、問題の解決までできるような対応をしてほしい」(25.3%)等となっています。

### ⑧ 災害時の避難等について

- 災害等緊急時に一人で避難できるかをみると、「できる」(44.8%)が最も多く、次いで「できない」(33.6%)、「わからない」(15.6%)の順となっています。
- 災害等緊急時に避難するかをみると、「する」(60.8%)が最も多く、次いで「わからない」(15.7%)、「しない」(14.7%)の順となっています。
- 避難しない理由をみると、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境に不安がある」(54.8%)が最も多く、次いで「周囲とのコミュニケーションがとれない」(31.0%)等となっています。
- 災害等要援護者(避難行動要支援者)登録制度の認知状況をみると、「知らなかった」(52.6%)が最も多く、次いで「知っているが、登録の申請はしていない」(25.3%)、「知っており、登録を申請した」(10.7%)の順となっています。
- 申請をしていない理由をみると、「家族の支援を受けられるから」(56.6%)が最も多く、次いで「制度をよく理解できないから」(18.6%)、「登録しても支援が期待できないから」(15.2%)等となっています。

### ⑨ 調査結果のまとめ

#### 分析1 家族の介助負担が軽減できる施策等の推進

家族の介助負担を軽減できる施策や相談支援体制の強化を検討するとともに、グループホーム等「親亡き後」への準備を支援する取り組みを進めることが求められています。

#### 分析2 障がいのある子どもへの支援体制の整備

障がいのある子どもへは福祉・保健・保育・教育・医療が連携した総合的な支援が求められます。そのためにも、相談支援専門員が中心となり、地域住民・民生児童委員等の人的資源、NPO・社会福祉法人・社会福祉協議会等の組織、行政等とのネットワークの構築に取り組む必要があります。

#### 分析3 障がいのある人が働きやすい雇用環境づくり

障がいのある人一人ひとりに適した勤務形態・内容に配慮のある働きやすい環境、そして収入面でも生活の一端を支えることができるような、就労環境づくりを企業へ働きかけるとともに、就労支援及び就労継続支援の充実等が求められています。

#### 分析4 地域で生活するため(外出時)の支援

必要なときに気軽に外出できるよう、外出支援や公共交通施策の充実等が必要です。また、障がいのある人の社会参加を促すため、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築し、状況に応じて医療機関(医療従事者)との連携や介護保険制度(介護支援専門員)との連携も重要となります。

## 分析5 権利擁護に関する法律や制度等の周知徹底

---

障がいのある人の意思決定の重要性を認識した上で、相談支援事業や成年後見制度等の支援制度を周知し、差別等により不利益を被ったり、判断能力が十分でない人が被害に遭わないよう取り組む必要があります。また、相談支援については内容次第で他の関係機関にも及ぶため、阿久比町障がい者自立支援協議会を活用し、事例から必要な支援策を講じることや関係機関同士の横の連携等も求められます。



## **第3章 計画の基本的な考え方**







## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

かけがえのない個人として、障がいを理由として差別されることなく、希望する地域に居住して、社会・経済・文化活動等に参加し、障がいのない人とお互いの個性と人格を尊重し合い、ともに社会的障壁を乗り越え、地域社会で共生することを目指して効果的に事業を実施し、障がいのある人の福祉の増進を図ります。

また、障がいのある人が、その有する能力及び適性に応じて自立した日常生活を送ることができると目指します。

よって、本町ではこれまでどおり、基本理念を継承し、その実現に向けた基本方針や施策体系の考え方を継続して実施します。

#### ■ 基本理念

**共に生き、共に支え合う、安心して住みよい あぐい**

### 2 計画の基本方針

「共に生き、共に支え合う、安心して住みよい あぐい」の実現に向けて、現状の課題等を踏まえ、今後の制度改革に関わる動向に注視しながら、次の4つを基本方針として、施策の展開を図ります。

#### 基本方針1 自立と社会参加の支援

活動の場・就労の場を確保することは重要であり、社会的自立に向けた支援施策の充実が必要です。そのため、関係機関との連携を図りながら、一般雇用はもとより、福祉的就労も含め、障がいのある人一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。

#### 基本方針2 地域生活支援の基盤づくり

サービスの多様化に対応するためにも、障がいのある人の生活の利便性を図り、さらにその家族を含めた相談支援の確保とケアマネジメント体制の確立が必要です。そのため、サービスの質の向上や提供体制の整備に努め、障害福祉サービス等の充実に向けた支援を推進します。

また、コミュニケーションの支援や日常生活用具の給付等、地域生活支援事業を推進し、積極的に情報提供を図ります。

### 基本方針3 保健・保育・教育・医療の充実

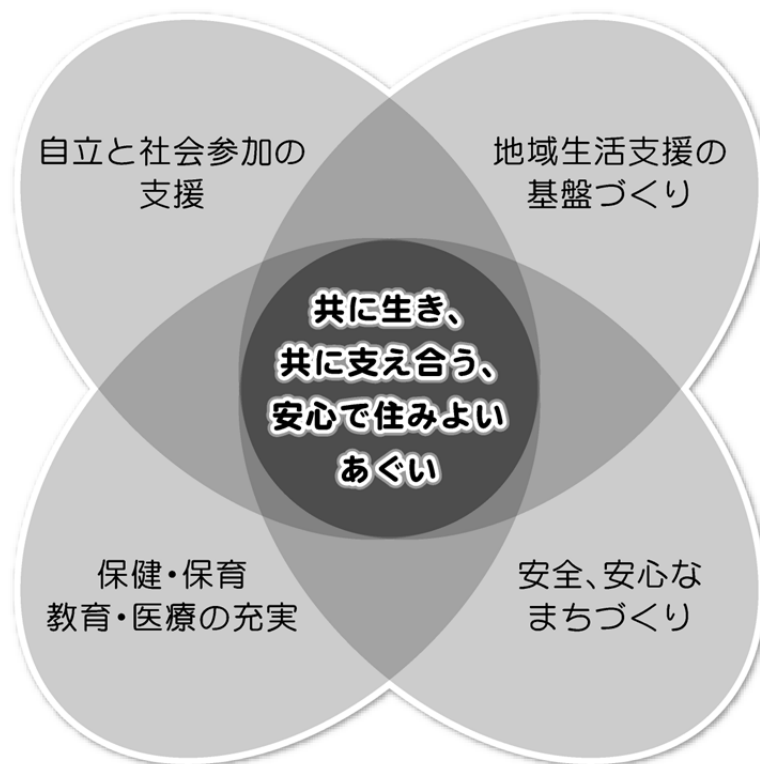
障がいのある子どもが、安心して地域の中で生活できるよう支援し、障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制の整備も必要です。障がいのある子どもやその家族に対する相談・支援体制の充実を図り、個々の状況に応じた保育・教育環境づくりに努め、関係機関が連携しニーズに対応した支援を推進します。

また、障がいの発生を予防するための保健事業や、障がいの早期発見・早期治療のための各種健康診断等を実施し、妊娠期から高齢期に至るライフステージにおいて、個々のニーズに対応できるよう一貫した支援体制の整備を図ります。

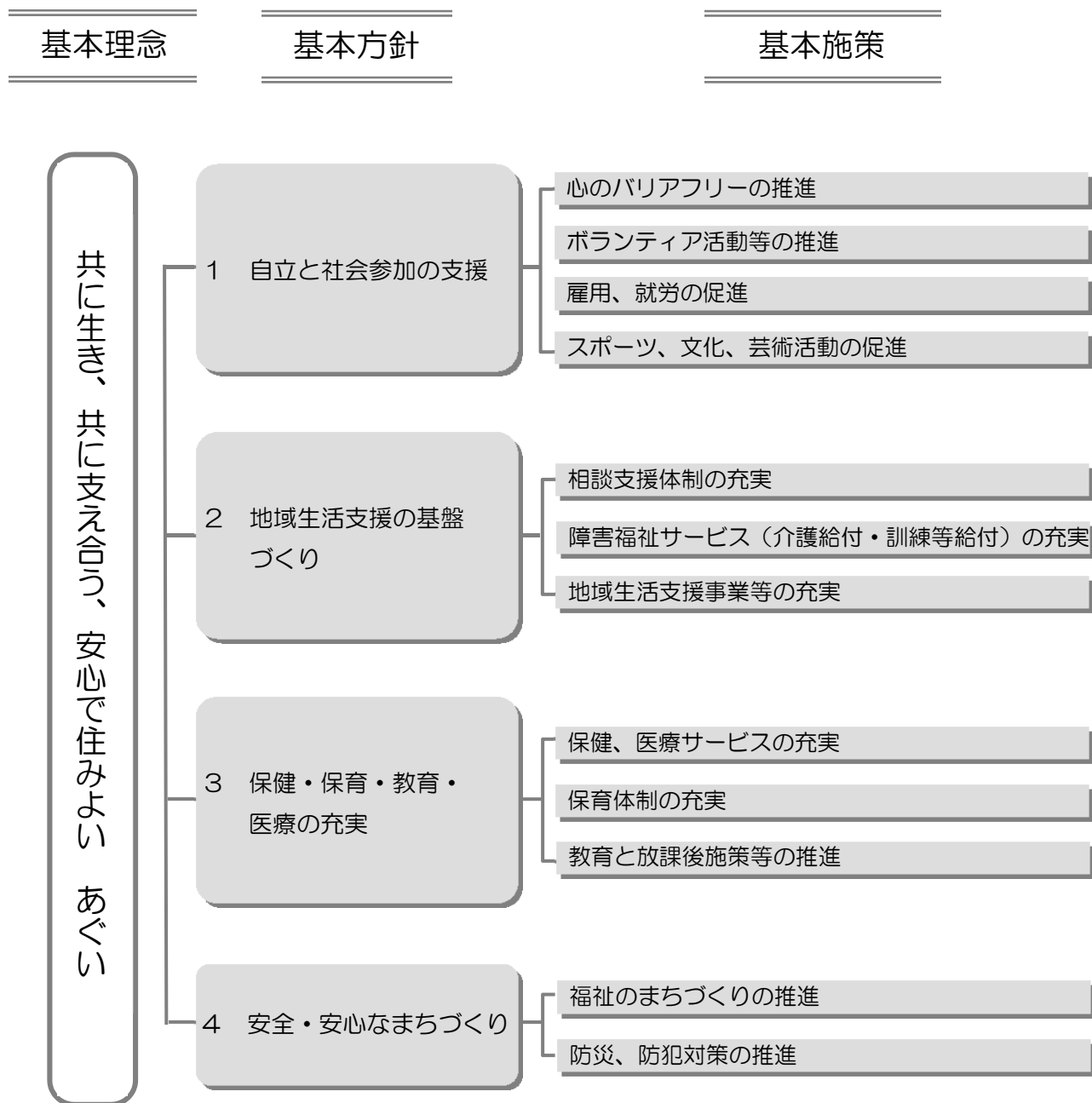
### 基本方針4 安全・安心なまちづくり

障がいのある人はもとより、誰もが安全・安心で快適な生活が送れるよう、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。障がいの特性に配慮し、ユニバーサルデザインの視点から住環境の整備・改善に努め、障がいのある人が安全・安心な生活を送ることができるよう、防災・防犯体制の充実を図ります。

■ 「共に生き、共に支え合う、安心して住みよい あぐい」の概念図



### 3 計画の施策体系







## **第4章 障害者計画の施策展開**



## 第4章 障害者計画の施策展開

### 基本方針1 自立と社会参加の支援

#### 基本施策1-1 心のバリアフリーの推進

心のバリアを取り除くため、障がいについての正しい知識や、障がいのある人への理解を深めるための人権教育・福祉講演会の開催及び小中学校での福祉教育等を実践し、福祉に関する啓発や普及活動等に努めています。

ともに生きる社会の実現を目指し、障がいのある人もない人も、誰もが地域の中で安心して共存できる社会づくりが必要です。

##### 施策① 町広報誌及び啓発用パンフレット等の活用

概要	「広報あぐい」への関連記事の掲載 福祉サービス利用啓発のパンフレットの配布
----	--

##### ＜施策の展開＞

「広報あぐい」への連記事の掲載や、福祉サービスのパンフレットを年度当初に全戸へ配布し、障がいのある人への理解と協力等の啓発に努めます。また、今後はホームページ・電光掲示板も活用し、さらなる普及・啓発に努めます。

##### 施策② 「社会福祉大会」等の参加・協力

概要	毎年開催し、福祉団体及びボランティアを中心に住民参加を呼びかけ福祉の啓発・普及活動を実施。
----	---

##### ＜施策の展開＞

今後も福祉団体及びボランティアを中心に「社会福祉大会」への住民参加を呼びかけます。また、当事者団体だけではなく、一般住民の参加も呼びかけ、福祉の啓発・普及活動を実施します。

##### 施策③ 「障害者週間」の周知

概要	「広報あぐい」または啓発用パンフレットの発行による住民への周知
----	---------------------------------

##### ＜施策の展開＞

関係機関から送付されたポスターを掲示し、「広報あぐい」等で「障害者週間」の周知を図ります。また、今後はホームページ・電光掲示板も活用し、さらなる啓発に努めます。

**施策④ 福祉に関する教育の推進**

概要	町民福祉講座・講演会及び小中学校での福祉実践教室を開催
----	-----------------------------

**〈施策の展開〉**

今後も、人権ワークショップや人権講演会及び小中学校での福祉実践教室を継続して実施し、障がい及び障がいのある人への理解の促進に努めます。

**基本施策 1-2 ボランティア活動等の推進**

障がいのある人の地域生活を支えるために、ボランティア団体や障がい者団体の活動はとて重要で重要。そのため、社会福祉協議会に事業委託して、ボランティアの募集・登録・育成・研修会及び講習会等を実施する「阿久比町ボランティアセンター」を設置しています。また、障がい者団体については、加入することで情報交換や悩み等を相談し合うことができ、孤立を防ぐことができます。また、障がいのある人の社会参加の第一歩としての意味も持ち合わせています。

今後も、ボランティアセンターを中心に情報の提供、育成、活動支援、ボランティアグループの自主的な組織づくり及びネットワークの構築や、ひとりでも多く、障がい者団体への加入を促進していくとともに、行政・社会福祉協議会と団体が相互に情報を交換し合いながら連携を深めていく必要があります。

**施策① ボランティアの育成等**

概要	ボランティアの募集・登録、研修・講習会の開催等ボランティアの育成
----	----------------------------------

**〈施策の展開〉**

ボランティアの関係する研修は積極的に参加を促進し、ボランティアグループのネットワークづくりに努めます。また、団塊の世代がボランティアの担い手として活動できる講座を今後も継続して実施し、さらなる周知に努めます。

**施策② ボランティア活動への支援**

概要	ボランティアの紹介・斡旋、ボランティアグループの連絡会の運営等
----	---------------------------------

**〈施策の展開〉**

ボランティアの紹介、斡旋及び体験の場を提供し、ボランティア活動の理解と普及に努めます。また、ボランティア相談の件数は、例年横ばいであることから、今後はボランティアセンターの認知度の向上、ボランティア相談がしやすいような環境づくりに努めます。



**施策③ 障がい者団体への支援**

概要	障がい者団体の育成と活動支援
----	----------------

**〈施策の展開〉**

障害者手帳の交付時等に障がい者団体を紹介したパンフレットの配布を行い、障がいのある人の団体への加入促進を図ります。また、障がい者団体が行うレクリエーション事業等の活動を支援します。

**基本施策1-3 雇用、就労の促進**

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためにも、就労することは社会の一員としての自覚、生活の質の向上及び社会参加を促進する上で重要なことです。

アンケート結果では、障がいのある人の就労支援として必要だと思ふことで、「職場の理解や配慮があること」、「障がいに合った仕事があること」、「相談支援の場の充実」が求められています。そのため、今後も、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、就労を希望する障がいのある人への支援や、事業主への理解促進を図っていくとともに、就労定着へ向けた支援を推進していきます。

**施策① 就労移行支援事業**

概要	就労移行支援事業を通じ、一般就労できるよう能力の向上の支援
----	-------------------------------

**〈施策の展開〉**

今後も町内の連携体制を継続し、就労移行支援事業を通じて一般就労できるように努めます。

**施策② 職親委託事業**

概要	個々の特性に応じた職業能力開発や職場相談等、就労体験を通じた自立の支援
----	-------------------------------------

**〈施策の展開〉**

障がいのある人の就労支援の理解者である職親の開拓と、職親制度の普及・啓発を図ります。

**施策③ 就労定着支援事業**

概要	就労に伴う生活面の課題解決に向けての連絡調整や指導・助言等
----	-------------------------------

**〈施策の展開〉**

一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労定着支援事業を通じて就労の継続を図ります。

## 基本施策1-4 スポーツ、文化、芸術活動の促進

障がいのある人の生活をより豊かにするためには、スポーツや文化活動を楽しみ、多くの人々とふれあう機会を提供していく必要があります。また、障がいのある人の自主的な芸術・文化・スポーツ活動が継続的に行われるような支援が必要です。

各種イベント、大会等において、障がいのある人が積極的に参加できるよう情報の提供や参加の呼びかけが必要です。

### 施策① スポーツ・レクリエーション活動の支援

概要	町主催のレクリエーション大会への団体参加、各種障がい者スポーツ大会への参加啓発、障がい者スポーツ指導員養成研修会の募集及び啓発活動
----	---

#### 〈施策の展開〉

団体の参加が定着してきていますが、参加人数は年々減少傾向にあるため、団体に加入していない人でも参加できるようなプログラムの構築を検討します。

### 施策② 文化活動参加への支援

概要	町文化祭、産業まつり、健康まつり等、障がいのある人の文化活動への啓発・参加支援
----	---

#### 〈施策の展開〉

障がい者福祉施設の利用者や関係団体だけでなく、今後はボランティアの力を借りて現在参加していない人が参加できるよう、また参加したくなるような行事を検討します。



耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。

聴覚障がいのある人は見た目にはわからないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いいたします。

## 基本方針2 地域生活支援の基盤づくり

### 基本施策2-1 相談支援体制の充実

障がいのある人が安心して生活していくためには、本人やその家族だけで悩まないよう、気軽に相談できる体制づくりが必要です。安心した日常生活を送れるよう、一人ひとりの人権を尊重し、問題解決に向けた支援を行う必要があります。

アンケート結果では、わかりやすい相談支援体制が求められているため、阿久比町障がい者相談支援センターの周知に努めます。また、権利擁護のための制度・法律等に関して、周知があまり進んでいないため、関係機関と連携しながら虐待防止及び障害者差別解消、成年後見制度の啓発に努めます。虐待を確認した場合には、迅速に早期発見から適切な対応につなぐ一貫した支援体制の構築を目指します。

#### 施策① 相談支援事業

概要	専門相談スタッフ2名 生活全般にわたる総合的な相談支援 福祉サービスの利用援助、情報提供、相談 権利擁護のための必要な援助 自立と社会参加の促進のために必要な相談事業等
----	--

#### <施策の展開>

阿久比町障がい者相談支援センターの周知に努めます。  
 相談員と連携強化を図り、相談支援の充実に努めます。

#### 施策② 身体障害者相談員及び知的障害者相談員

概要	身体・知的障害者相談員の相談業務
----	------------------

#### <施策の展開>

現在の町の状況に応じ、ピアカウンセリングの方法も含めた検討を関係機関と連携して協議を進めます。

#### 施策③ 人権・権利擁護の推進

概要	虐待防止及び障害者差別解消、成年後見制度等、人権に関する啓発の推進 虐待等への的確な対応のための体制整備 権利擁護体制の確立
----	--

#### <施策の展開>

各種制度・法律等の周知に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、権利擁護体制の推進を図ります。

## 基本施策2-2 障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を営んでいくためには、様々なニーズに対応できる福祉サービスが必要です。

今後も、住まいの場（居宅や施設）における介護給付や、日中活動の場における就労移行支援等の訓練等給付の需要は高まると思われます。必要なサービス量が提供できるよう「障害福祉計画」で定めた数値目標量を確保する必要があります。

### 施策① 自立支援給付（介護給付）

概要	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援生活介護、施設入所支援、療養介護、短期入所
----	---

#### <施策の展開>

阿久比町障がい者相談支援センターや関係機関と連携し、サービスを利用していない人には、ヘルパー等と接する機会を増やすことからはじめて社会参加を促進します。また、日中活動系サービス利用者には、自立の向上等につながるような支給を図ります。

### 施策② 自立支援給付（訓練等給付）

概要	就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立訓練共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助
----	---

#### <施策の展開>

就労移行の利用促進のため、関係機関との連携強化や制度の周知に努めます。また、就労定着支援や自立生活援助の新たなサービスについても関係機関と連携し、制度の周知や適切な支給を図ります。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人等、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

ヘルプマークを身に着けた人を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

## 基本施策2-3 地域生活支援事業等の充実

障がいのある人がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域や利用者状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的、効果的に実施する必要があります。

障がいのある人の社会参加の促進を図るため、移動支援事業、意思疎通支援事業をはじめとし、福祉タクシー等の利用券の交付、身体障害者自動車運転免許取得費助成及び身体障害者用自動車改造費助成等の支援を行っています。

また、日中における活動の場や家族の休息を目的とした日中一時支援事業、日常生活を支えるための各種福祉用具の給付事業、様々なプログラムを思考して活動する地域活動支援センターの設置等、地域に密着した地域生活支援事業を展開していますが、生活環境等の変化により、障がいのある人のニーズは多種多様化しています。

今後もさらに、諸施策の推進と充実を図るとともに諸手当等を含めた制度の周知に努めます。

### 施策① 地域生活支援事業

概要	相談支援事業、意思疎通支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業 日常生活用具給付事業、訪問入浴サービス事業 障害者配食サービス事業、知的障害者職親委託事業 身体障害者自動車運転免許取得費、身体障害者用自動車改造費助成事業 地域活動支援センター事業 障害者（児）タクシー料金助成事業
----	---

#### 〈施策の展開〉

阿久比町障がい者相談支援センターや関係機関と連携し、地域における生活の向上を図ります。

### 施策② 経済的負担の軽減

概要	特別障害者手当、阿久比町在宅障害者手当 特別児童扶養手当、愛知県在宅重度障害者手当 障害児福祉手当
----	---

#### 〈施策の展開〉

障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、阿久比町在宅障害者手当等の各種制度を周知し、適正な支給を図ります。

## 基本方針3 保健・保育・教育・医療の充実

### 基本施策3-1 保健、医療サービスの充実

障がいの原因となる疾病等の早期発見・治療の推進を図るため、乳幼児期から高齢期に至るまで、健康の保持及び増進のため、健康診査等の各種施策を実施しています。

母子保健事業として各種健診業務、乳幼児に対する相談業務、訪問指導及び各種講習会等を実施するとともに、障がいの早期発見及び早期療育のための健診事後教室等、児童福祉関係機関と連携し、各種教室を開催しています。

学齢期保健事業としては、教育委員会、医師会、歯科医師会、保健センターと連携を図り、予防接種をはじめ学校健診、教育相談、フッ化物洗口事業等を実施しています。

成人、高齢者保健事業としては、基本健康診査をはじめ各種がん検診、各種講習会等を実施しています。

医療費の支給事業については、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）をはじめ、障害者医療、精神障害者医療、子ども医療、母子・父子家庭医療、後期高齢者福祉医療の医療費助成を実施しています。

#### 施策① 母子保健事業（乳幼児期）

概要	各健康診査、訪問指導、相談、教室の開催、早期療育のための各教室（ひよこ・たんぼぼ・つぼみ）の開催、各種予防接種
----	---

##### <施策の展開>

妊娠期、乳幼児期の各種健診事業、訪問指導、相談、教室等の保健業務について医師会をはじめ各種関係機関と連携を図り、さらなる充実に努めます。

#### 施策② 学齢期保健事業

概要	各種予防接種、学校健診、教育相談
----	------------------

##### <施策の展開>

乳幼児期に引き続き、障がいの早期発見・早期療育を支援していきます。

充実した学校生活を送れるよう、学校、保健センター、教育相談センター、相談支援事業所が連携して、情報提供・相談業務等に努めます。

### 施策③ 成人、高齢者保健事業

概要	基本健康診査 各種がん検診、相談、生活習慣病予防教室の開催
----	----------------------------------

#### 〈施策の展開〉

保健センターを中心とし、町民が健康づくりに興味・関心を持つよう努めます。  
難病については、保健所・医療機関と連携を図り、難病患者とその家族に対する保健医療福祉サービスの調整に努めます。

### 施策④ 医療費支給事業

概要	自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院） 障害者医療、精神障害者医療、子ども医療、母子・父子家庭医療 後期高齢者福祉医療
----	--

#### 〈施策の展開〉

各医療費の支給については、今後も継続支援に努めます。



身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。  
危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



聴覚障害者標識

聴覚障がいのある人であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。  
危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

## 基本施策3-2 保育体制の充実

保育園・幼稚園では、子ども達一人ひとりを理解し、発達や特性に応じた支援を行うことを大切にしています。障がいのある子どもに対して早期の療育が受けられるように、また、発達の遅れや障がいの早期発見に努めています。特別な支援を必要とする子ども達には、各療育の教室で丁寧な支援を行います。そして、障がいのある子どもが保育園や幼稚園に親しめるように交流保育を行います。また、各保育園や幼稚園に入園後は、障がいのあるなしにかかわらずともに過ごし、ともに育ちあえる園生活となるよう、インクルーシブな保育を進めていけるように努めます。これらのことは、心理士や県の障害児等療育支援事業で専門家の指導を受けたり、研修を行ったりし、子育て支援センターをはじめ各関係機関と連携しながら、質の高い支援を目指します。

### 施策① 母子通園事業「ほし組」

概要	母（保護者）子で通園し、療育を受ける場の提供
----	------------------------

#### 〈施策の展開〉

発達の遅れや障がいのある子どもの育ちに合った療育の推進を図ります。心理士や作業療法士等の専門家の指導を受け、母親（保護者）も保育者とともに学び、療育の質の向上を目指します。

### 施策② 未就園児と母親（保護者）に対する教室

概要	ひよこ教室	次年度年少児とその母親（保護者）対象の早期療育教室（週1回）
	たんぽぽ教室	次年度年少児とその母親（保護者）対象の早期支援教室（月2回）
	つぼみ教室	1歳半～2歳11カ月児とその母親（保護者）対象の早期支援教室（月2回）

#### 〈施策の展開〉

入園前の発達が気になる子や障がいのある子どもの育ちに合った支援に努めます。また、保護者が子どもの個性に気づき、子どもとの関わり方を学び、育児不安を軽減してより良い親子関係を気付いていけるように支援します。

### 施策③ 特別支援（インクルーシブ）保育と交流保育

概要	療育施設の通園児やほし組に在園する園児等の交流保育の実施 集団生活において、障がいのある子どもとない子どもがともに育ちあう保育の実施
----	---

#### 〈施策の展開〉

集団生活という環境の大きな変化の前に少しずつ慣れていくために交流保育を行います。また、障がいのあるなしにかかわらず自然にふれあい、親しみを持つ機会となるようにします。そして、共生社会の実現の第一歩となるともに育ちあう保育の充実を図ります。



### 基本施策3-3 教育と放課後施策等の推進

平成19年度から特別支援教育として、障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び支援を行っています。

現在、町内の小中学校では、通常学級においても、発達障害（自閉症スペクトラム他、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能に障がい）のある児童・生徒がともに特別支援教育を受けています。しかしながら、ときには学級の中で場にふさわしくない行動を起こしたり、パニックになったりと、教育現場では困難事例も多く発生しています。

そこで本町では、特別支援教育指導員を配置し、町内の小中学校を巡回、教職員に発達の気になる子どもの相談・指導を行っています。また、全教職員が研修等に参加することで発達障害の理解を深め、特別支援教育について共通認識を持つよう努めています。

さらに本町では、中学校が1校という特性を生かし、0歳から15歳までを通して、学校・家庭・地域が連携し、生きる力を身に付けた児童生徒の育成を目指し、幼保小中の連携と接続を基調とする一貫性のある教育を展開しています。

放課後の支援については、障害児通所支援事業の放課後等デイサービス及び地域生活支援事業の日中一時支援事業（B型）による福祉サービスの提供、放課後児童健全育成事業の学童保育による支援を行っています。

#### 施策① 特別支援教育

概要	平成29年4月現在、町内小学校に10学級（知的障害、自閉・情緒障害）、中学校に3学級（知的障害、自閉・情緒障害、肢体不自由）を設置
----	---

##### <施策の展開>

支援を要する児童・生徒は年々増加しており、学校支援員のニーズも増加しているため、必要な人数を配置できるよう努めます。

#### 施策② 特別支援教育指導員

概要	子どもの実態把握、教職員の支援・指導、保護者との面談、研修の推進
----	----------------------------------

##### <施策の展開>

教員への指導・助言、また保護者への相談活動を行うことで支援される側とする側の相互理解を図っていきます。また、講師として研修を実施し、教職員の力量向上を図ります。

**施策③ 幼保小中一貫教育プロジェクト**

概要	0歳から15歳までの幼児・園児・児童・生徒を、学校・家庭・地域が連携して一貫性のある教育を实践
----	---

**〈施策の展開〉**

支援には地域・関係機関のネットワークを活用した、継続性・一貫性のある支援の実現のために、平成29年度から特別支援教育部会が中心となって「サポートファイルきらきら」（個別の教育支援計画）活用の推進を図ります。また、ユニバーサルデザインや、構造化等の研修を教師と保育士がともに受け、誰もが学びやすく、生活しやすい環境を目指します。

**施策④ 日中一時支援事業（B型）**

概要	児童・生徒における日中の活動の場、家族等に対する就労支援及び介護者の一時的な休息時間の提供
----	---

**〈施策の展開〉**

放課後等デイサービスとの調整を図り、相乗効果が出るような支給決定をし、利用状況を確認して、今後につながる支援に努めます。

**施策⑤ 放課後児童健全育成事業（げんきッズ）**

概要	放課後及び長期休暇において保護者の労働等により育成のできない当該児童に対し、適切な遊び及び生活の場の提供
----	--

**〈施策の展開〉**

支援員の専門的知識や技術等の習得を進め、障がいのある子どもの受入体制の整備に努めます。

**施策⑥ 障害児通所支援事業**

概要	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援
----	--

**〈施策の展開〉**

日中一時支援事業（B型）や短期入所等、他のサービスと調整を図りながら、それぞれの児童の状況にあったサービスの支給ができるよう努めます。

## 基本方針4 安全・安心なまちづくり

### 基本施策4-1 福祉のまちづくりの推進

第5次阿久比町総合計画の基本構想をもとに、共に生きる社会づくりを目標に障がいのある人に対する住民の正しい理解と認識を深めるとともに、障がいのある人が地域で自立して安心して暮らせる環境づくりを推進するためにも、阿久比駅をはじめ町内4駅についての、バリアフリー化を進めてきました。

今後も、高齢社会を踏まえて、利便性向上に努めるとともに、住民の身近な移動手段の確保のため循環バスの運行を推進していきます。

#### 施策① 第5次阿久比町総合計画「住みつづきたい快適なまち」

概要	駅前整備：公共交通機関の利便性の向上 公共交通：町内循環バスの運行
----	--------------------------------------

#### 〈施策の展開〉

障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを推進し、公共交通機関の利便性向上を図るため、鉄道事業者と連携を図ります。

また、障がいのある人の身近な移動手段を確保するため、循環バスの運行とタクシー券の利用で安全な交通手段を推進します。

## 基本施策4-2 防災、防犯対策の推進

いつ起こりうるかわからない大規模災害の発生時における不安の解消を図るため、防災対策を障がいのある人の視点から再点検し、災害時の避難対策等の仕組みを構築する必要があります。

アンケート結果では、避難場所の設備や周囲とのコミュニケーションへの不安があること、また、避難行動要支援者登録制度を知らない人が多いことがわかりました。そのため、避難行動要支援者登録制度の周知、避難行動要支援者の把握と避難誘導、避難所の確保及び避難生活における生活援助等の体制整備が必要となっています。

また、地域の犯罪対策や事故発生時の緊急通報装置の整備等、障がいのある人が犯罪や事故に巻き込まれないよう地域ぐるみで見守る体制づくりが必要です。

### 施策① 防災体制

概要	防災意識の高揚と自主防災会の組織強化 避難行動要支援者への支援強化
----	--------------------------------------

#### 〈施策の展開〉

住民参加の防災訓練の実施、防災マップの配布等により、住民の意識の高揚を図るとともに、消防団・赤十字奉仕団・防災ボランティア等と連携を強化します。

避難行動要支援者登録制度の周知を図り、障がいのある人や高齢者等の災害時に支援を要する人々を把握し、自主防災会、民生委員、児童委員との連携を進めます。

大規模災害時に、障がいのある人の受入体制を整備するため、入所施設と受入計画の策定を進めます。

### 施策② 防犯体制

概要	防犯意識の高揚 防犯体制の強化
----	--------------------

#### 〈施策の展開〉

警察や自主防犯団体と協力した防犯キャンペーンのほか、犯罪多発か所にのぼり旗や看板の設置をする等して、高齢者や障がいのある人等に防犯に対する意識の高揚を図ります。また、今後も犯罪被害者の支援を行う等、個人向け対策の充実を図ります。